

1981年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

1981年12月5日

駿台史学会

於 明治大学大学院南講堂

研 究 発 表

- 近世初期関東における新田開発 和 泉 清 司
- 睡虎地秦簡よりみた秦の家族 松 崎 つね子
- イギリス共産党とコミンテルン 野 口 英 雄
- 矢出川遺跡群の総合調査 戸 沢 充 則
- 小笠原の農漁業と観光 多 田 統 一

特 別 講 演

- ポーランド 1980年 阪 東 宏

近世初期関東における新田開発

— 伊奈氏を中心に —

和 泉 清 司

1. 問題の所在

これまで関東における新田開発の研究の中心は享保期の武蔵野の新田開発や下総の飯沼新田開発などであり、近世初期の新田開発については史料の制約もあってこれまでは理論的に伊奈氏を中心に南南東の低湿地の開発について報告されていたにすぎなかった。しかし近年、伊奈氏の関係文書を中心に近世初期の開発関係史料が数多く発見されてきており、ようやく近世初期の新田開発の様子が具体的にわかるようになってきている。言うまでもなく近世初期の新田開発は徳川氏にとって初期権力基盤を政治的、経済的な面から安定させる上で重要な課題であり、この問題を解明することにより徳川初期権力の基礎構造を一層明確にすることができるのである。従って本報告ではこのような問題意識に基づいて、その徳川氏権力の基礎構造の確立に大きな役割を果たし、特に関東において中心的に活躍した代官頭伊奈忠次とその子忠治の新田開発の段階的過程及び特色、さらに両者の相違等について考察するものである。尚、新田開発は言うまでもなく、単に新田畑の開発と言う意味だけでなく、用排水の問題や河川の改修、付替の問題等、新田畑の開発条件の整備まで含めて考える必要があり、本報告もそのような問題まで含めて考察する。

2. 伊奈忠次の新田開発

伊奈忠次の新田開発については、彼は関東入封後活躍しただけでなく、既に五ヶ国時代に地方巧者として活躍している。即ち天正12年遠江中泉に家康の御殿と陣屋を建設したり、同16年には同じく遠江の寺谷用水を在地の土豪代官平野三郎右衛門繁定を指揮して開墾させ新田を開発している。このような経歴があったればこそ、天正18年の関東入封後家康から関東の直轄領の最高責任者に任ぜられたのである。入封後の活躍は従来知られている通りであるが新田開発に絞って考察すると、入封直後に武蔵足立郡小室に陣屋を築き武蔵南部、東部の河川の氾濫原や低湿地の開発に当たるとされている。しかし、慶長5年の関ヶ原までの時期は記録面や史料面ともに少なく開発の様子は詳しくはわからない。むしろ関ヶ原以降圧倒的に多くなる。恐らく関ヶ原までは朝鮮出兵や大坂方との対立などの政治的理由であまり開発には力を入れられなかったのではなかろうか。関ヶ原以降の活躍は徳川氏の旧領五ヶ国の回復に伴い、その活動範囲も関東だけでなく、東海地方にまで及んでいる。即ち慶長6年には三河矢作川下流の開発、同

7年、9年の遠江天竜川下流や富士の裾野の開発、同13年の尾張木曾川流域の開発等を行っている。関東における開発は武蔵の荒川、元荒川、綾瀬川、古利根川、庄内古川流域のほか、上野の利根川流域、常陸の鬼怒川、小貝川流域に及んでいる。

忠次の開発の特色は各河川流域古村の在地土豪の力や有力寺院の力を利用し開発する一方、寺院に対しては開発地を寺領として寄進することにより寺院統制の手段にも利用している。さらに備前堀のような用水堀開墾により周辺荒地の開発も行っている点である。

3. 伊奈忠治の新田開発

忠次の死後、代官頭の地位は嫡子忠政が継ぐが、次男忠治も代官として慶長17年以降独自の開発定書を出すなど関東における在地支配は実質的に忠治が行っていた。そして元和4年忠政の系統が絶えると、その地位を継承し名実ともに伊奈氏の嫡流となる。

忠治の開発の特色は慶長元和期（第1段階）では江戸川、元荒川流域を中心に五ヶ条の開発定書を出して在地土豪の力を利用しつつも、広く開発人を募集し、諸役免除、鍬下年季、種貸し等手厚い保護を加えている。寛永期（第2段階）では武蔵のほか鬼怒川、小貝川の開発にも着手し、両川の間低湿地や鬼怒川付替による小貝川下流の低湿地の開発が行われる。そこでは低湿地の乾田化と用排水堀開墾による大規模な開発がみられ、多数の新田村が同時に成立する。

4. まとめ

このような忠次と忠治の新田開発を通して近世初期の新田開発の特色についてまとめると、近世初期にあっては在地土豪層や浪人などを多数開発に従事させることにより、一部は伊奈氏の下代に登用するものの、大多数には開発地や屋敷地を与え、百姓に位置づけることにより兵農分離を推進した。在地土豪層が開発する場合その輩下にある隷属小農層を使って行うのであるが、その過程で彼らも自己の耕地を獲得して行くことにより、また募集に応じた場合には周辺古村の帳はずれの農民たちが耕地を獲得していくことにより小農自立政策が推進された。さらに寺院による開発は寺院の懐柔策であり、寺院統制策であるが、在地の人心掌握の有効な手段でもあった。

睡虎地秦簡よりみた秦の家族と国家

松崎つね子

中国古代の家族形態についての研究は、戦前からの長い歴史があり、それは端的にいうと大家族説と単婚家族説の対立という形でなされてきた。1975年湖北省雲夢県睡虎地秦墓より大量に出土した秦簡は、この研究に新しい史料を提供したことになり、これに刺激されて新しい成果が次々と生れている。それらの驂尾に付して、秦簡に想定されていた秦の家族形態を明らかにしその家族を国家がどのような形でつかまえていたかという二点に限ってみたい。

まず出土秦簡のうちの当時の社会状況を我々に知らせてくれる「法律答問」と「封診式」の二文書が、秦の家族形態をさぐる手がかりを与えてくれる。それはこの中に具体的家族の事例が多く出てくるからで、それらの事例に登場する家族は主として「夫妻子型」の単婚家族であり、また「編年記」は、この墓に埋葬されていた「喜」という人物の年譜的要素をもつものであるが、この喜についての記載を追ってゆくと、喜の家族も単婚家族、少なくとも兄弟同居家族ではなかったことがわかる。

以上のことから、秦簡に想定されている家族、すなわち当時の家族は単婚家族が一般的形態であったとみたい。ではこうした家族は国家支配の末端にあって、どういう形で国家の支配機構の中に入り入れられていたか。

「法律答問」によると、法律上、子が父母を、奴婢が主人を訴えることが禁じられ、家族内、血族内の犯罪は「家罪」「非公室告」とされて、訴えても国家は「勿聽」「勿治」（受理しない）と規定していたと記されている。ところが「封診式」には、父が実子を、不孝のゆえをもって死刑に処すよう訴えたり、蜀の辺県に流して終生帰れないよう願い出たり、また奴隸主が自分の命令に従わない奴婢を「城旦」や「黥劓」に処すよう訴え出ている例が記されている。

もし「家罪」「非公室」は「勿聽」とあるのを、従来のように家族・血族内の犯罪は家族内処理に任されて国家の介入がなかったと解釈すると、前掲「封診式」の事例は、処罰権が国家にあることを示しているわけで、齟齬が生じる。まして専制権力形成期にあって、そういう法規定があったと考えることは不自然である。

ではこの齟齬を整合させるにはどう考えるべきか。それは「勿聽」「勿治」は、父を除く家族員・血族員及び第三者の告訴は受理しないと解釈すべきで、とすれば、前掲子が父母を、奴婢が主人を訴えることを禁ずる法の存在と合致するし、また前述「封診式」の父が実子を死刑

や遷刊に処すことを訴えている事例と整合するのではないか。すなわち、家族内・血族内犯罪の処理は父にゆだねられ、父にのみ国家に訴え出る権利がみとめられていたと。当時民衆にとっての法とは、主として刑法であったろうが、その法は、家族内・血族内の問題を処理するときは、父を通じて家族・血族内に入ってきた。家族・血族内の秩序は、父を通じて国家につながられていたといえないか。

MEMO

イギリス共産党とコミンテルン

野 口 英 雄

イギリス共産党第12回党大会は、1932年11月12日から15日までロンドンで開かれ、1929年以來すすめてきた、改良派労働組合内での活動を軽視し、改良派労働組合執行部の影響力を破壊することを第1の目的とするかのような極左的な闘争戦術を清算し、この戦術の基盤となっていた共産主義インターナショナルの、社会ファシスト的労働組合幹部を排除した、下からの統一戦線という路線を公然と批判することを避けながらも、この路線から生じたセクト主義の最も悪い結果の一つである。労働者大衆からの孤立という事態を克服しようとした。

この決定は、8月15日の党政治局よびかけに基き、党機関紙デーリー・ワーカー紙上で行われた公開討論の結果、共産主義インターナショナルに忠実に従ってきた、ダット R. Palme Dutt, ウィリアム・ラスト William Rust. ジョン・マーン John Mahon らの、労働組合機構はブルジョア国家と融合してしまっているから、これを獲得することはできず、改良派労働組合執行部に対する暴露攻撃と、労働組合内革命的反対派の形成に主力を注ぐべきであるという主張が、これまでの「プロレタリアートの階級闘争の独立した指導」路線の不毛さと、労働組合下部組織を基盤とした下部組合員運動の成果（ロンドンのバス労働者の闘争、合同機械労組内での除名撤回運動の勝利など）を指摘する投稿に圧倒された結果として実現したものである。共産主義インターナショナルも、1932年9月の第12回拡大執行委員会総会などで、「プロレタリアートの階級闘争の独立した指導」路線の弊害の是正を各共産党に指令するが、イギリス共産党の決定は、それを一步踏み越えるものであり、この路線を実質上、清算するにあたって（1935年の共産主義インターナショナル第7回大会）、先駆的な役割を果たしたのである。

共産主義インターナショナルと、その影響下にあった赤色労働組合インターナショナルは、既存の改良派労働組合を変革することを目標としてきたが、1928年2月の共産主義インターナショナル第9回拡大執行委員会総会は、階級闘争の激化、労働者階級の急進化、社会民主主義政党及び改良派労働組合のファシスト化を理由として、これまでの路線を変更し1929年1月の赤色労働組合インターナショナルのストラズブルク会議を経て、1929年7月に開かれた共産主義インターナショナル第10回拡大執行委員会総会は、「プロレタリアートの階級闘争の独立した指導」路線を確立することをめざすことを決定した。この路線は、改良派労働組合に対抗して改良派労働組合幹部・機構から労働者大衆をひき離し革命派の指導に勝ちとることをめざすものであり、ストライキ中止・職場復帰に対してスイライキ継続を指導する。これと相い入れな

い路線は、闘争時における改良派労働組合の指令の容認、統制処分に対する屈伏であり、改良派労働組合執行部に圧力をかけて要求獲得闘争の先頭にたたせることが可能であると考え「指導者をして闘わせしめる」論であり、これを労働組合同順守主義と非難し続けた。

イギリス共産党は、労働組合会議と労働党の内部変革をめざしていたが、1926年ゼネスト失敗後、スト中止指令をだした労働組合会議総評議会と改良派労働組合執行部を激しく非難する党内少数派が生まれ、共産主義インターナショナルの後押を受けて、1929年11月の第11回党大会で多数派となり、ハリ・ポーリット Harry Pollitt が書記長となった。ハリ・ポーリットが「プロレタリアートの階級闘争の独立した指導」路線を受け入れるに至った要因としては、スターリンらの威信があまりにも大きかったことに加えて、労働組合会議総評議会などが行なった、労資協調主義に反対する組合員に対する追放、組織排除攻撃に対抗せざるを得なかったという、国内的要因を挙げなければならない。

「プロレタリアートの階級闘争の独立した指導」路線は、改良派労働組合内での活動軽視から、その下部組合員敵視にまでエスカレートし、後には、弊害是正のため、労働組合同順守主義の一步手前まで、つまり、改良派労働組合の下部組織の獲得も主張されるに至ったが、この時点でも、「プロレタリアートの階級闘争の独立した指導」路線を担う組織は、改良派労働組合の外にあると考えていたのである。一方、イギリスでは、合同機械労組を除名された共産党活動家が1932年7月、現場労働者の圧力によって権利回復されるなど、統制処分に対する過剰反応が全党的に克服されつつあった。労働組合機構は国家に従属してしまっているから獲得するに値しないという主張と、労働組合同順守主義を非難する立場も、統制処分をくいとめる役割を果たしたと同じ、労働組合下部組織を中心とした下部組合運動の発展によって、正しいものではないことが明らかにされた。

矢出川遺跡群の調査

戸 沢 光 則

1979年度から3ケ年にわたって、八ヶ岳東南麓の野辺山高原にある矢出川遺跡群の総合調査を、明治大学人文科学研究所の重点共同研究として実施した。3年度目に当る1981年度の調査は11月中旬に終わったばかりで、整理等全く未着手なので、スライドを使ってその概要を紹介したいと思う。なお、この研究の目的などは次の通りであった。

研究の目的

先土器時代の終末は、わが国のみならず、世界的にみても、旧石器文化から新石器文化への移行を示す時期として、重要な歴史の転換期に当り、また洪積世から沖積世へと地球史的な自然の大きな変化の時期でもある。しかし総じてその実相は文化の連続性の問題にしても、生産の問題にしても、また自然環境・生態の変化の問題にしても、まだ十分に明らかにされたいとはいえない。とくに日本ではその地域的特性も含めて、ほとんど解明されていないといえる。

それは一つには、考古学分野の問題としていえば、30年の先土器時代研究史があるとはいえず、研究の重点は資料の発見、個別石器の研究、単独の遺跡の発掘などにおかれ、それらを総合して、一つの地域の、ある時期の生活・文化の全体像を明らかにするという方法論を積極的に実践しなかったからである。

また、地質・地形学や植物学・生態学等の問題についてみれば、そうした各分野の研究で明らかにした成果を、人類史の流れの中に、どのようにくみこんでいくかという観点の欠如と、考古学や人文諸科学との共同研究が十分にかみ合わなかったからである。

本研究は上記のような関連する諸科学の方法・目的の不備を相互に補い、八ヶ岳山麓というモデル的な地域を対象として、今後より明らかにすべき人類史上の一つの重大な転換期の問題を、できるだけ大きな視野をもちながら、精密な実証的研究を通じて、どのように解決していくことができるかを実践しようとするものであった。

研究の対象と内容

今回の研究で主な対象地域とする八ヶ岳東南麓の長野県南佐久郡野辺山高原一帯は、海拔標高1300mの高冷地である。ここ10年ほどの間に高原野菜の産地として開拓が進められてきたとはいえ、まだ多くの原初的な自然環境と景観を残し、当該研究課題のための少ないモデル地域の一つとみられる。この地には日本考古学界で最初に発見され、芹沢長介氏が最初に発掘調査を実施した矢出川遺跡(S・M地点)をはじめ、推定約15ヶ所以上の先土器時代終末期石器文

化の遺跡が存在し、ほとんど未調査である。また上述の遺跡群が分布する矢出川(干曲川の上流域の支流)沿岸は、長野県下でも例が少ないハシバミの群落など、ことによるとそれが洪積世末期後氷期の自然景観の残存ともみられる植生などがみられる。さらに八ヶ岳山麓の火山堆積物(ローム層・泥流層)との関係で、遺跡や遺物による文化様態の復原や自然環境の変化などを立体的・構造的にとらえることの可能な、まさに当該研究にとっては絶好のフィールドである。以上の点をふまえて、当面次の諸点を研究の目的として設定した。

- ① 地形・地質や花粉分析・植物生態の分析を通じて、洪積世末期を中心とした時代の自然環境の復原
- ② 分布調査や発掘調査等、考古学的分析を通じて、当該期の文化の変遷および遺跡群の把握による社会・文化構造の復原
- ③ 上記の研究を通じて、矢出川流域の自然景観を天然記念物として、また遺跡群を史跡として指定・保存をはかる資料を提供する。

研究の特色と展望

(A) 人類文化と自然に関する具体的な共同研究であるということ

前項にも述べた通り、本研究は先土器時代終末期という時期の人類文化の姿相を、八ヶ岳山麓にある遺跡群を手がかりに明らかにしようという、考古学的な研究を主な目的とするが、その人類文化を育てた自然環境の復原研究に計画の重点の一つをおいている。とりあえず考古学と自然地理学の分野の専門研究者の共同研究として策定したが、協力者として、地元研究者の参加も依頼し、全国大学・研究機関に所属する研究者から、動植物学や気候学に関する助言を得て充実をはかった。

(B) 地域を単位とした総合研究の一つの小さな実践であるということ

学問成果の公開は、ひらかれた大学の責務である。その一つの手段として、地域に研究フィールドを求めざるを得ない考古学や地理学などの学問分野では、地域の研究者との協調・共同研究が必要である。また実際に地域研究者と協力した「地域研究」の実践は、その地域の歴史や自然を総合的にとらえる研究に多大の効果をあげているという実績も多い。本研究は一小地域に生じた人類史のひとこまと、その地域の自然的・人文的特性をどうとらえるかについてまた地域の研究者との共同の研究をいかに実践するかについて、一つの抱負をもち、そのための努力をした。

(C) 文化財と自然の保護・活用ということ

現在のところ、わが国では国の史跡として指定・保存されている先土器時代の遺跡は少な

い。また石器時代の遺跡で、一つの地域を単位として、遺跡が群として保存されている例はほとんどないといってもよいほど例がとぼしい。そのみか、その遺跡群をとりまく自然や景観を含めて、それが保存され、活用されているという例は全くない。本研究の対象とする八ヶ岳東南麓の矢出川遺跡群は、上記のような望ましい保存の措置がとられるべき、またそれが可能な数少ない貴重な実例である。本研究の最終的な成果は、その保存について関係諸機関が具体的な措置を構ずる契機を作り出すことに、重要な役割を果たしたはずであり、保存についての見通しも十分になり立つという展望をもつことができた。

研究の年次計画

今回の研究は、明治大学人文科学研究所の研究費によって、3年計画で実施し、おおむね次のような年次計画をもっておこなわれた。

第1年次 ①研究内容の深化をはかるための研究集会 ②考古学および自然科学に関する基礎調査

第2年次 ①遺跡の分布・確認調査 ②地質調査、古環境復原のためのサンプル採集・調査
③植物群落等の分布・実態調査

第3年次 ①補足調査（上記各分野） ②報告書作成のための総括集会

第4年次以降 報告書の編集・刊行（人文研究叢書）

MEMO

小笠原諸島における農漁業と観光

多田 統一

太平洋上に散在する約30の島々からなる小笠原諸島は、東京の南方海上約一千キロメートルの距離にあり、隔絶性の強い離島となっている。片道38時間もかけなければ行けない不便な島であったが、1979年4月から新造船「おがさわら丸」が就航し、東京・父島間は一挙に12時間も短縮された。小笠原は1968年6月26日に米軍の施政下から日本へ返還され、以来復興事業の推進の中で農漁業・観光を主体とした産業基盤および生活環境の整備もしだいに成果を収めてきた。1979年4月22日には初の公選による村長・村会議員選挙が行なわれ、独立した自治体としての新生小笠原村のスタートが切られた。

この復興事業のもとで行なわれた小笠原の開発は、戦後20余年の空白期間、本土への時間・空間的距離が大きな障害となってきた。しかも、公共投資の効率化を図ることを目的に一島一集落を原則にした職住分離の開発方式がとられ、国立公園の指定による厳しい規制措置の中で島民の不満は増大した。

1977年2月から3月にかけて、村政審議会小笠原問題懇談会が地元の村民会館で開かれ、ここでは集落計画に対する批判を中心に多くの意見や要望が出された。その主なものは次のとおりである。

- ・農業をしない者から土地を買い上げ、本当に農業をしたい者に分けるべきである。
 - ・内地への出荷には諸経費がかかりすぎる。
 - ・通勤耕作は時間のロスであり、ガソリン代もばかにならない。
 - ・国有地がアフリカマイマイの発生源となっている。（以上農業部会）
 - ・冷蔵施設が小さく、これでは大量に魚がとれない。
 - ・母島に防波堤がなく、台風の時には父島に避難しなければならない。
 - ・住宅が足りず、人を内地からつれてこられない。
 - ・あまりにも漁業規制が強すぎる。（以上漁業部会）
 - ・観光シーズンは7～8月の2ヶ月しかなく、人を雇うのには問題がある。
 - ・観光PRを積極的にし、なるべくお金をおとすような客を入れたい。
 - ・小港・扇浦は民宿に適するが、集落地域外ということで水道・電気設備がない。
 - ・民宿は600人位しか収容能力がなく、国有地の払い下げをして用地の確保をして欲しい。
- 土地はあっても1坪20万円もするので、普通の人には手に入らない。（以上土地利用・自

然保護・その他の部会)

行政側としても島民との懇談を踏まえ、快速船の就航や一島一集落制の緩和の方向（具体的には父島扇浦・洲崎地区での新集落の整備）を打ち出すなど、各方面での見直しを行なった。

小笠原の復興行政は、施設の整備にのみ公共投資を集中し島民自身の助成に力を注がなかったため、多額の投資と関係者の努力にもかかわらず島民の不満は大きい。復興期間を見直した小笠原復興の具体策は、改善される点も多く島民にとっては喜ばしいことと思われる。しかしこの復興策もその中に流れる施設整備中心の思想は変わらず、島民の不満をすべて解消できるものとは思えない。（発表当日には具体的資料を示し説明したい）

— M E M O —